

小学生になる前に 「麻しん・風しん混合（MRワクチン）」を 接種しましょう！

平成 18 年 6 月 1 日までに、麻しんワクチン、風しんワクチン
それぞれの接種が済んでいる人も対象です

予防接種法が改正され、平成 18 年 6 月 2 日から、麻しん・風しんの予防接種の
接種方法と対象年齢が変わりました。

●接種方法 麻しん・風しん混合ワクチン（MR混合ワクチン）

1期：1回 / 2期：1回

※個別接種（医療機関での接種）です。

●対象年齢 1期：1歳の誕生日から2歳の誕生日の前日まで

2期：小学校に就学する前の年度（4月1日から3月31日まで）

（いわゆる、幼稚園などの年長児）

平成 20 年度の接種対象者は、平成 14 年 4 月 2 日生まれ～平成 15 年 4 月 1 日生
まれの人です。

～*お子さんの接種歴を確認してください*～

平成 18 年 6 月 1 日までに…

1. 麻しん・風しんともに予防接種が済んでいる
2. 麻しんのみ予防接種が済んでいて、風しんにかかったことがない
3. 風しんのみ予防接種が済んでいて、麻しんにかかったことがない
4. 麻しん・風しんとも予防接種していない
5. 今までに、麻しん（はしか）若しくは風しんにかかったことがある



《2期》

麻しん・風しん混合ワクチン
（MR混合ワクチン）



予防接種の必要はありません

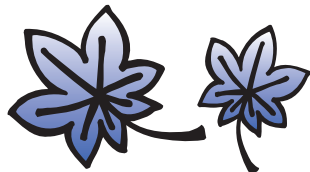
予防接種を受ける際は

予診票（単票）は、役場保健環境課でお受け取りください。その他、町内の医療機関にも設置しています。予約が必要な医療機関もありますので、事前に医療機関に問い合わせください。

●問合せ先 役場保健環境課
☎ 932-1151

住民検診が変わります

平成 19 年度まで、住民検診は「春の住民検診」「秋の住民検診」と1年間に2回実施してきました。しかし、国の医療制度の改革により、平成 20 年度から春の住民検診は行わないで、秋の住民検診のみとなりました。また、検診の対象者も今年度から変わっていますのでご注意ください。



どう変わるの？

緑色の別冊（妊婦一般健康診査受診票）とは、妊娠中に、医療機関で受診する妊婦健診の際に、その健診料金を、町が一部負担する補助券です。

これまで、補助回数は2回でしたが、平成 20 年 4 月 1 日からは5回になります。

いつ・どこでもらうの？

期 間：平成 20 年 4 月 1 日から（土・日、祝日を除く。）

8：30 から 17：15 まで

場 所：役場保健環境課

持ってくるもの：母子健康手帳と同時に発行しますので、医療機関が発行する妊娠届出書と印鑑を持参してください。

近年、さまざまなストレスを抱える妊婦さんが増えていきます。また、経済面や就業などの理由で、妊婦健診を受診しないで出産を迎える妊婦さんの増加も大きな問題となっています。妊娠中の異常を早期に発見し、適切な対応をとるためには、定期的な受診が重要です。

変わります!!

母子健康手帳（緑色の別冊）の

妊婦一般健康診査受診票回数が

～適切な受診週数の考え方～

母子ともに、安全で健やかな妊娠出産を迎えていただくため、妊婦一般健康診査受診票を使って、国が示す適切な受診週数に基づいた定期的な受診をしましょう。

【右の表を参考にしてください。】

補助使用回数	使用受診週数の考え方
1回目	妊娠 17 週 6 日まで
2回目	妊娠 18 週 0 日から 22 週 6 日まで
3回目	妊娠 23 週 0 日から 27 週 6 日まで
4回目	妊娠 28 週 0 日から 33 週 6 日まで
5回目	妊娠 34 週 0 日から 出産まで

平成 20 年 4 月 1 日以前に緑色の別冊（妊婦一般健康診査受診票） 【補助回数 2 回】を受領された人は？

平成 20 年 4 月 1 日を基準に、妊娠週数および使用回数を確認して、上の表の使用受診週数を基に交付枚数を調整し、再発行いたしますので、次の期間に交換してください。

期 間：平成 20 年 4 月 1 日から 5 月 30 日まで
（土・日、祝日は除く。）

時 間：8：30 から 17：15 まで

場 所：役場保健環境課

持ってくるもの：緑色の別冊、印鑑、身分証明書
※代理の人が来られる場合は、委任状が必要です。

注意!!

他の市町村で、緑色の別冊（妊婦一般健康診査受診票）を受領した人で、平成 20 年 4 月 1 日時点または、それ以降に須恵町に転入された人も対象となります。同様に交付枚数を調整し、再発行しますのでご来庁ください。

●問合せ先 役場保健環境課 ☎ 932-1151